

## 令和 8 年度三条市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条及び三条市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第 19 条の規定に基づき、令和 8 年度の一般廃棄物処理計画を次のとおり定めます。

- 1 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 2 計画区域 三条市全域（三条地域、栄地域、下田地域）
- 3 廃棄物の処理手数料を徴収する施設  
 条例別表第 1 及び別表第 2 に規定する市長の指定する処理施設は、三条市清掃センターとします。
- 4 収集運搬計画

種類		収集主体	収集方法等	収集回数	計画収集量		
家庭ごみ	燃えるごみ	委託	ステーション収集 (指定袋)	週 3 回	14, 227 t		
	燃えないごみ			月 2 回	506 t		
	ペットボトル		ステーション収集 (透明又は半透明の袋)	月 1 回	117 t		
	ガラスびん		ステーション収集 (専用ケース)	月 1 回	380 t		
	空き缶		ステーション収集 (透明又は半透明の袋)	月 2 回	192 t		
	古紙類		新聞紙	ステーション収集 (紐などで束ねる)	月 2 回	748 t	
			段ボール			503 t	
			雑誌			404 t	
			紙パック			4 t	
	有害物		蛍光管	ステーション収集 (透明又は半透明の袋)	年 2 回	5 t	
			乾電池・小型 充電式電池			15 t	
	粗大ごみ			電話予約による戸別収集 (粗大ごみ処理券)	週 1 回	58 t	

家庭ごみ	燃えるごみ	排出者 許可業者	直接搬入	随時	550 t
	燃えないごみ				204 t
	有害物（蛍光管）				1 t
	粗大ごみ				903 t
	せん定枝				292 t
	埋立ごみ				0 t
事業系ごみ	燃えるごみ	排出者 許可業者	直接搬入	随時	11,500 t
	燃えないごみ				16 t
	粗大ごみ				105 t
	せん定枝				341 t
	埋立ごみ				55 t
公共施設ごみ	燃えるごみ	委託	戸別収集 (透明又は半透明の袋)	週1回 ※保育所 週3回	275 t
	学校給食残さ			年2回	1 t
	廃食用油		戸別収集	随時	9 t

\*事業系の燃えるごみには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び三条市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第27条及び同条施行規則第13条第1項で定める紙くず、木くず、繊維くず及び動植物性残さを含みます。

## 5 拠点回収・集団回収計画

区分	種類	収集主体	収集回数	計画収集量
拠点回収	ペットボトル	委託	随時	114 t
	ガラスびん ※三条地域の1月・2月のみ			16 t
	有害物 (乾電池・小型充電式電池)			12 t
	小型家電			14 t
	古着			6 t
	廃食用油			10 t

集団回収	ガラスびん	排出者	随時	149 t
	空き缶			
	新聞紙			
	段ボール			
	雑誌			
	紙パック			

## 6 中間処理計画

### (1) 三条市分

種類	処理施設等	処理方法等	処理量
可燃ごみ	清掃センター	焼却	26,552 t
不燃ごみ		選別・破碎・焼却・埋立・資源化	726 t
粗大ごみ			1,066 t
食品残さ	完熟堆肥化センター	堆肥化	1 t
ペットボトル	太誠産業(株)	選別・破碎	231 t
ガラスびん	新潟ガラスリサイクルセンター(株)	選別・破碎	380 t
空き缶	北興商事(株) 原田商店(株) 三条運輸(株)	選別・圧縮	192 t
新聞紙	岡田商店(株) 三条運輸(株) 原田商店(株)	選別・圧縮	748 t
段ボール			503 t
雑誌			404 t
紙パック			4 t

(2) 他市町村分

種類	処理施設等	処理方法等	処理量
ガラスびん	新潟ガラス リサイクル センター(株)	選別・破碎	980 t

7 最終処分計画

種類	処理施設	処理方法	処理量
焼却灰（飛灰）	一般廃棄物最終処分場	埋立	973 t
破碎不燃物 溶融不適物			1,047 t
埋立ごみ			55 t

8 令和8年度の取り組み

(1) 資源化の推進

ア ガラスびん、空き缶、古紙類（新聞紙・段ボール・雑誌・紙パック）を分別してステーション収集し、再資源化します。

イ ペットボトルをステーション収集するとともに、公共施設（14か所）及びスーパー等（12か所）に回収ボックスを設置し、回収後国内の再商品化製品利用事業者へ流通させます。

ウ 年2回、有害ごみ（蛍光管・乾電池）の収集日を設け、ステーション収集を実施するとともに、乾電池については、公共施設（14か所）で、小型充電式電池については、公共施設及び店舗（18か所）で、水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計については、公共施設及び薬局（19か所）で回収し、水銀を適正に処理した後、水銀、ガラス、アルミくず、鉄くずを再資源化します。

エ 清掃センターの処理工程から生ずる鉄くず、アルミくず、スラグを回収し、資源化します。

オ 緑のリサイクルセンターへ搬入されたせん定枝を木質バイオマス発電所での発電利用に活用します。

カ 使用済小型家電回収ボックスを市内10か所に設置し、回収後再資源化します。

キ 古着等を清掃センターで回収し、リユース業者を通じて主に海外で再利用します。

ク 使用済みインクカートリッジを回収し、リサイクルインクとして再生利用します。

ケ 廃食用油を公共施設（16か所）で回収し、再資源化します。

コ 燃えないごみとして収集したガラス片、陶磁器片を破砕処理し、再資源化することで最終処分場の埋立量の削減を図ります。

(2) 市民への意識啓発

ア ごみの分別の徹底、ごみの減量化及びリサイクルの推進について、広報紙やごみカレンダー、市ホームページ、環境イベントなどを通じて、啓発活動を行います。また、環境啓発施設「かんきょう庵」において広く市民に対して環境教育を実施します。

イ ごみ処理施設等での火災事故を防止するため、乾電池・小型充電式電池の分別回収を呼び掛けます。

(3) 事業系ごみの減量化

ア 事業者が搬入する併せ産廃（動植物性残さ・紙くず・木くず・繊維くず）の年間受入数量を50トンに制限し、ごみの搬入量を抑制します。事業者に対し減量化・資源化などの相談に応じるほか、資源化施設を紹介するなどの支援を行います。

イ 事業者及び一般廃棄物処理業許可業者が搬入するごみの適正検査を随時実施し、適正な搬入及び処理の指導を強化します。

ウ 緑のリサイクルセンターへ搬入されたせん定枝を木質バイオマス発電所での発電利用に活用します。

(4) 地域の環境美化の推進

ア 不法投棄の防止について市民・事業者へ周知を図るとともに、不法投棄防止パトロールによる監視活動等を強化し、地域と一体となって不法投棄させないまちづくりを推進します。

(5) その他の取り組み

ア 一般廃棄物処理業（収集運搬、処分）については、事業系ごみの排出総量が著しく増加し、収集運搬や処分に支障をきたさない限り、新規に許可しないものとします。

ただし、資源化を目的とした処分又は木質バイオマスの収集運搬を行う場合は、この限りではありません。

イ 一般廃棄物処理業（し尿収集運搬）については、市内のし尿くみ取りの総量が減少しており、現在の許可業者数で充足していることから、新規に許可しないものとします。

9 し尿収集及び処理

し尿収集については、三条市環境衛生協同組合へ委託し、地区別計画収集を行います。収集効率を向上させるため、定期収集と口座振替を促進します。

また、収集したし尿は、汚泥再生処理センターで処理します。

(1) 定期収集等の状況

登録数 (R8. 4. 1) 4, 454 件	令和 7 年度実績		令和 8 年度計画	
	件数	割合	件数	割合
定期収集	2, 071 件	46. 5%	2, 227 件	50. 0%
口座振替	2, 304 件	51. 7%	2, 450 件	55. 0%

(2) 汚泥再生処理センターのし尿処理量

年度	処理量	前年比
令和 7 年度実績	5, 535kL	-
令和 8 年度計画	5, 424kL	98%

10 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) ごみ処理施設（三条市清掃センター）

ア 焼却設備

処理能力 160t/日（80t/日×2炉）

処理方式 流動床式ガス化溶融炉

イ リサイクル設備

処理能力 11t/5h

処理方式 破碎・選別処理方式

(2) し尿処理施設（三条市汚泥再生処理センター）

処理能力 136 kL/日

処理方式 浄化槽汚泥の混入比率の高い膜分離高負荷脱窒素処理方式

(3) 最終処分場（三条市一般廃棄物最終処分場）

埋立面積 3, 850 m<sup>2</sup>

処分量 2, 075 t